

公的2団体が覚書

犯罪被害者支援に

警察活動に対する支援協力をを行う(一社)神奈川県警察親会と認定NPO法人神奈川被害者支援センターはこのほど、犯罪被害者を支える地域社会の形成に向け、互いに協力し合うことを確認する覚書を締結した。6月23日には、警察会の綿引専務理事と支援センターの堀本久美子副理事長が中区山下町の警察会館で覚書を交わした。



覚書を交わす綿引専務理事(左)と堀本副理事長

支援センターの堀本副理事長は「互いに理念を共有する組織」と語り、今回の覚書が犯罪被害者支援につながることに期待を示した。警察会の綿引専務理事は「警察職員OBで組織されている当会として経験をいかして現役の警察職員をサポートし、犯罪被害者支援につなげたい」と話した。

公的2団体が覚書

犯罪被害者支援に

警察活動に対する支援協力をを行う(一社)神奈川県警察親会と認定NPO法人神奈川被害者支援センターはこのほど、犯罪被害者を支える地域社会の形成に向け、互いに協力し合うことを確認する覚書を締結した。6月23日には、警察会の綿引専務理事と支援センターの堀本久美子副理事長が中区山下町の警察会館で覚書を交わした。

覚書では、両法人事業を公共の安全と福祉に資する社会・地域貢献活動(社会福祉活動)と位置付けて、相互賛助・支援することを確認。事前に警察会の村上仁会長と支援センターの村尾泰弘理事が署名した。



神奈川被害者支援センターと相互賛助に関する覚書を締結

一般社団法人 神奈川県警親会

一般社団法人神奈川
県警親会(村上仁会長)
はこのほど、認定特定
非営利活動法人神奈川
被害者支援センター(村
尾泰弘理事長)と相互
賛助に関する覚書を締
結しました。

これにより同会は、犯
罪被害者支援を介した
地域社会貢献活動を行
うことができ、被害者
支援センターは県下に
48支部を有する警親会
から支援や賛助を得ら
れるほか、犯罪被害者
支援に優れた退職警察
官からの支援も得られ
ることが可能となりま
す。



警親会館で行われた
締結式で、同会の綿引
緑専務理事(写真左)
と同センターの堀本久
美子副理事長により覚
書が交換されました。
堀本副理事長は「警
察OBの方々の協力は大
変心強い」と話しました。

企画・制作/毎日広告社 株式会社
TEL.045-201-6804

広告

かながわ情報ランド

トクする

ために
なる

耳より
な情報

相互賛助に関する覚書を締結

神奈川 県警親会 神奈川被害者センター

一般社団法人神奈川県警親会と認定非営利活動法人神奈川被害者センターは、両法人事業を公共の安全と福祉に資する社会・地域貢献活動と位置付けて、相互支援関係の更なる実効を期すことを目的に、相互賛助に関する覚書を締結した。

神奈川県警親会は、退職警察官で構成され、社会公共の安全と秩序の維持、福祉の増進に寄与し、神奈川被害者センターは、県、警察と共に県内
賞書は神奈川県警親会の綿引緑専務理事と神奈川被害者支援センターの堀本久美子副理事長により交換された。



神奈川県警親会
綿引緑専務理事(左)と
神奈川被害者支援センター
堀本久美子副理事長(右)